

旭川地方裁判所委員会・旭川家庭裁判所委員会議事概要

テーマ『裁判所におけるデジタル化について』

- 1 開催日時 令和4年6月7日（火）午後1時30分から午後3時30分まで
- 2 開催場所 旭川地方・家庭裁判所
- 3 出席者

地裁委員 井内敏樹（兼務）、岩村美枝子、上村修一郎、刃持亮、鈴木正弘（兼務）、信木晴雄、廣田善康、森幹（兼務）（50音順・敬称略）

家裁委員 飯塚謙、井内敏樹（兼務）、井上雄樹、薄井多賀子、加藤雅毅、川端美穂、鈴木正弘（兼務）、高橋由美子、森幹（兼務）（50音順・敬称略）

事務局 桧森悠紀民事首席書記官、山田和彦刑事首席書記官、神政和家裁首席書記官、氏家久美地裁事務局長、菅野福道家裁事務局長、日比野貴樹地裁事務局次長、上杉珠貴家裁事務局次長、堤正則地裁総務課長、山谷綾地裁総務課課長補佐

4 議 事

- (1) 開会宣言
- (2) 委員の交代報告
- (3) 委員長選出

各委員会の委員全員一致で鈴木正弘委員が各委員長に選任された。

- (4) 新任委員の自己紹介
- (5) 事件動向の説明

事務局から、平成29年から令和3年までの旭川地方・家庭裁判所管内の事件動向を説明した。

- (6) 説明等

事務局から、裁判所におけるデジタル化について次の説明を行った。

- ア 裁判手続のデジタル化について（民事事件）
- イ 裁判手続のデジタル化について（刑事・少年事件）
- ウ 裁判手続のデジタル化について（人訴・家事事件）
- エ 裁判所の運営におけるデジタル化について

(7) 意見交換等

委員長 ただいま、裁判手続のデジタル化の現状と今後の展望を御説明させていただきましたが、何か御感想はあるでしょうか。

委員 道北は広いので、デジタル化が非常に意味をもつという話を聞いて、費用、労力面で裁判をするのが大変だなどと思っている人、裁判所に行くのが大変だと思っている人が多いと思うので、そういう人たちが裁判を受けやすい環境となり、背中を押すためにもデジタル化の進展が待たれると思います。

委員長 裁判所の敷居を下げるというためには、デジタル化には意味があるということですね。

委員 遅い、遅れているという印象です。民間の会議では、ZOOMが使用されていますし、帳簿も電子帳簿保存ができたり、クラウド化されたり、役所に提出する印鑑が不要となったので、書類のやり取りもネットでやっています。できれば今日の会議もZOOMでやっていただければいいのかなと思います。海外の方とやりとりをしていると、日本の遅れを非常に感じます。海外の田舎に住んでいる人でも、FAXは前時代のもので、ネット環境は当たり前であり、海外の方とも会議ができる状況です。もう少し早くデジタル化を進めていただいて、遠隔の方とも気軽にやりとりできる環境がどんどん進めばいいなと思います。

委員長 裁判所は遅れているということですね。それは、その通りだと思います。どんどん進めていくべきだというご意見もあると思いますが、逆に、

こういった点に気を付けて欲しいといった危惧されるべき点はありますか。

委員 北海道は広域ですので、デジタル化によって、裁判所が相談も含めて近くなればいいなと思います。そうすると、ITリテラシーの問題や格差の問題があると思います。パソコンを触ったことのないような人がいると思いますし、大学ではオンラインの授業とのハイブリッドで行っていますが、IT環境が整っている家庭とそうではない家庭とで格差が大きいと実感しています。だからデジタル化を進めないというのではなく、例えば、デジタルの活用方法について相談できる窓口の設置だとか、同時に裁判所の仕組みが学べるものといったIT環境が必ずしも十分ではない人にもデジタルを活用した裁判手続に参加するチャンスを作るといった仕組みが必要だと思いました。ITリテラシーの促進、様々な弱い立場の人たちへの支援をどうやって進めていくのかも大事だと思います。

委員長 大学では、環境が整わない人への援助はどのようにしていますか。

委員 大学で基金を作り、学生にはノートパソコンを貸し出したりしています。一人一人ネットに繋ぐのは難しい人もいるので、大学の中にいくつかネットに繋げるスポットを用意して、大学のパソコンを使って、そこからオンライン授業に参加したりしています。大学にいれば、ネットで心配なことがあっても、大学の中のITに詳しい人に聞くことができますし、困ったことがあれば、まずはそこに相談しに行くという形をとっています。コロナになってから、学費が払えない学生がかなり出ましたので、ファンドを作って、お金を集めて、そういう制度にしたということがあります。

委員 司法書士の仕事をしていると、令和6年から相続登記が義務化になり、今まで眠っていた相続が掘り起こされ、放置していた相続をまとめたり、

解決するためには裁判や調停を行うこととなります。その場合、対象者は多い上に遠隔地にすることが多いので、IT化は急務だと思います。また、解決方法として、相続人の一人が取得したり、遺産分割や共有物分割をすることになっても、今度はそういうやっかいな土地には、仮登記や仮差押などが外れていない問題があったりして、裁判手続が必要になってきます。IT化は、その面からも待ったなしなので、裁判所のIT化をよろしくお願いします。

委員 裁判所の運営におけるデジタル化は、とても良いことだと思います。模擬裁判や傍聴は、なかなか裁判所に行けないので、広報などインターネットで広めると良いと思います。リモートワークも皆さんの事情に沿ってされたら良いと思います。意思決定は、デジタル化とともに何か工夫が必要だと思います。裁判手続のデジタル化についての、民事の3つのeについては、整理が必要だと思います。e-Filingはいいことだと思いますし、e-Case ManagementもITにふさわしいと思いますが、e-Courtは少し問題が残っていると思います。全面的にオンラインにする条件が個人情報担保しつつ、書面等はデータ化し、オンラインで提出して双方不出頭での法廷手続が目玉になっていると思いますが、双方不出頭を目的・目標にしない方が上手くいくのではないかと思います。例えば、法務省の「刑事手続における情報通信技術の活用に関する検討会」取りまとめ報告書概要の第3の2(2)の被疑者・被告人との接見交通、(7)公判審理の傍聴については、考えられる方策につき、意見の一致に至らなかったとあり、e-Courtだけが中心になってしまうと、一番大事な真実を上手に回収できるのか、家裁の調査についても、面接を画面にしてしまうと、データだと平板になりやすくなり、実際にその場に居合わせることによって、間の取り方や伝わるものが違うのではないかと思います。e-Courtをどう

するのか、フェーズのなかで、どう位置づけるか、これから考えなければならぬと思いました。

委員長 貴重なご意見ありがとうございました。対面、直接主義というものが真実に資するのであれば、それを簡単に軽視してしまっているのだからかということですね。

委員 裁判手続のデジタル化については、裁判の費用、時間、労力が削減されていくのであればいいと思います。今まで、裁判所について敷居が高いと思っていた人について利用しやすくなると思いますし、世の中の流れはデジタル化の方向になっているので、それについては賛成しています。単に遠隔地に住んでいるというだけではなく、何らかの事情で自宅から出られない人も社会にはいると思うので、そういった方のためにも、こういった制度が進んでいくと、利便性が向上すると思います。ただ、デジタル化が進むにつれてIT弱者がいらっしゃるのも事実ですし、そのサポートが必要だと思います。せっかくやるなら、こう変わっていく、利便性がよくなるということを広報で取り上げるのも重要だと思いました。今まで、裁判所からの通知は、特別送達という郵便で行われていましたが、オンラインとなった場合、それを悪用した詐欺的なものや架空請求詐欺のようなものが増えてしまうなら、何らかの対策を考えることも重要だと思いました。

委員長 ありがとうございます。

委員 デジタル化について、利便性もあり、時間も短縮できるし、見た目も美しいし、いいなと思いますが、私自身もデジタル弱者というか弱い方だと思いますので、セキュリティがどれだけしっかりしているのか、これを使って本当に外部に漏れないのかなど、不安な気持ちを抱える人も多いと思いますので、そこをフォローしていくシステムを作ってくれるとありがたいなと思います。また、詐欺などの悪用してくる人がいる可

能性も高いと思いますので、セキュリティをがっちりしていただければありがたいなと思います。ただ、最後は裁判所にきてやるというのが、気持ちの面でも重みが違うと思うので、全てをデジタル化にしてしまうのもどうなのかなと感じるところです。

委員長 裁判所を大切にしてもらえる気持ちはありがたいです。次に、裁判所の運営についてのデジタル化ということについて、ご自身の所のデジタル化や運営について、どんな形で進めているか、どういうふうにやったらデジタル化を進めていけるかについて、提案やアイデアがあれば教えてください。

委員 弁護士会の状況ですが、電子化を積極的に進めていたというわけではなかったのですが、コロナの影響で、弁護士会館を閉館したり、職員の半数を交代で出勤させたりしました。そうすると、仕事の効率化を考えていかなければならなくなりました。リアルな委員会や会を開催できず、ZOOMで開催するとなると、資料をどう配布するかということになり、メールで電子化した資料を配布するということがどんどん進んでいったおかげで、そういう意味での電子化やウェブ会議の併用をするようになりました。これは、コロナが落ち着いても、ウェブ会議の併用はなくならないと思います。ウェブ会議で弁護士会の総会で決を採るということが恒常化してきています。メールで色んなことが済ませられるということもあって、弁護士会では裁判所ほど厳格な決裁をとっていないので、会長や執行部が了承すれば、メールなどの形で残ればよいということで進めています。課題といえば、弁護士会の事務局が半数休んだときや、弁護士が一人だったり、職員が少ない小さな事務所では、リモートワークをどうするかというのは課題であり、実際に弁護士会でもリモートワークで電話を転送したものをどう返したらよいかということも進んでいません。ただ、法律事務所の中でも、IT関係に詳しい弁護士がいる事

務所であれば、職員を半数交代勤務にして、転送電話を活用するなどして、リモートワークをしていると聞いています。

委員長 次に、リモートワークについて進めるためには、どのような条件が必要なのかについてお話をお聞かせ願います。新聞社については、リモートワークはいかがですか。

委員 記者もリモートワークを取り入れています。元々、対面で取材をして原稿を書いて、デスクに提出すれば、目の前で直してくれるという仕事をしていましたが、取材先に記者が来ることすら嫌がられることもありましたので、昔であれば電話でしていたところ、ZOOMやLINE電話での取材をしているところです。旭川にしながら、地方のどこの方とも取材ができるようになり、ある意味取材先が広がるという恩恵もありますが、一方で、人と直接会えない、同僚とすぐ会えないということで、リアルな先輩・後輩のつながりや記事の書き方や取材の仕方を学ぶということがありません。リモートワークやデジタル化を進めればいいというだけではないなと感じています。事務的なデジタル化ということであれば、当社は大変遅れており、紙が非常に多く、デジタルを進めるためには、私のような世代では知恵がなく、若い方たちが「こんなこともできる。」「あんなこともできる。」と言ってくれるのを柔軟に受け止めて検討していくことが必要としみじみ感じています。

委員 リモートワークということ言えば、デジタルで送って、デジタルで返せるようなそういう資料の状況であれば問題ないですが、紙で自宅に持ち帰って処理するとなると、紙の持ち出しで紛失や事故が起きたときにどういう責任を取るのかという問題が生じると思いました。従来、相談に来られた方の相談資料を紙で作成して保存していましたが、一、二年前から、全部デジタル化しました。そうすると、項目ごとに統計が取れたり、すぐに名前を検索できたり、親族の方が相談にきたときに、す

ぐにわかったりするようになりました。裁判所でいえば、調停の相談をして帰って行った人のような最終的には調停の申立てをしなかった人でも受付の中でデータ化して保存しておく、今後調停をする上で、どうしたらいいのか、どういう形で進めていけばいいのかなど、後見的なところで役立てたり、資料として有効活用できるのではないかと思います。

委員長 検察庁のデジタル化はいかがでしょうか。

委員 検察庁も役所なので、裁判所と変わらない状況なのではないかと思います。デジタル化というと、犯罪ツールとしてデジタル化が進んでいて、それに対して、こちらの知識がないと捜査や立証に支障をきたしていくので、最新のツールやITについて常に学んでいかなければならないと思っています。色んな技術もできていますし、最近だと暗号資産は没収できないのではないかとと言われていましたが、法を整備して没収できるようにするという話にもなっていますし、犯罪で得た資金をマネーロンダリングで暗号資産が使われたりしているので、そういったところが検察庁としては非常に関心が高いです。

委員長 ありがとうございます。大学などでは、学生に非対面で授業をしなければならない状況となり、デジタル化がかなり進んだと思いますが、その際、クラウド化など、どういう形で配信をするなどしていったのでしょうか。

委員 私の授業を収録してもらい、Teamsを使ってライブで配信しました。通信環境がそろっていないことはわかっていたので、予め、教科書を持たせて、資料を配布していたので、その何頁という形で板書しながら授業をしていました。かなり長く続けていました。濃厚接触の人やPCR検査を受けた段階で登学停止となるので、連絡をしてくれた学生については、3種類のリモートがあり、①ライブで授業を配信し出席、

②記録が残るので後で視聴し、課題を出して出席、③厳格な課題を出して、出席扱いとするなど科目ごとに異なります。演習系の科目には当てはまりませんが、なんとか救済をするというふうに仕組みが変わっています。PCR検査を受けたら陽性ではなくても出席扱いにしたりしました。家族が濃厚接触者で登学停止になったり、いろんな場合があり、先生もクラスターが起きて、来れなくなったということもありました。大学としては、基本的には対面でやろうということで頑張ってきました。大学祭も1日の午後だけとし、衛生管理に注意してやることになりました。短大もあるのですが、2年間マスク生活で、入学式も卒業式もなかったという可哀想なケースがあったので、思い出を作りたいという学生も多いです。

委員 広報のデジタル化というか、裁判所のウェブサイトが使いづらいとか、見づらく、もう少し見たい情報にすぐアクセスできるようにして欲しいと思います。e-Filingに関わってくるのかもしれませんが、全国の裁判所によって書式が独自の発達を遂げていて、裁判所ごとに書式が全く異なっているとか、裁判所のウェブサイトにある書式も手書用のPDFのため、パソコンから入力できなかつたり、Excelファイルですごく入力がしにくかつたりとか、そういう書式が沢山あるので、Wordなどのテキストファイルにしてもらいたいと思います。さらに言えば、簡単な申立てであれば、選択肢を選択していけば、簡単にウェブサイト上で完結できるシステムを今後作ってもらえれば使いやすくなるのではないかと思います。

委員長 ウェブ上にありながら、ウェブで使えることを前提としていないような書式があるのは、反省していかなければならないところです。

いろいろと貴重な御意見、アドバイスをありがとうございました。

(8) 次回開催日時等

次回の地裁委員会と家裁委員会を合同開催とし、テーマを「調停委員の人材確保と人材育成」として、令和4年12月9日（金）午後1時30分に開催することとされた。

(9) 閉会宣言

配 布 資 料

- 資料 1 旭川地方裁判所地方裁判所委員会委員名簿、旭川家庭裁判所家庭裁判所委員会委員名簿
- 資料 2 本日の委員会の出席者名簿
- 資料 3 民事事件、刑事事件、家事事件及び少年事件の事件動向を示したグラフ
- 資料 4 「裁判手続のデジタル化について（民事事件）」レジメ、資料 1～資料 6
- 資料 5 「刑事手続における情報通信技術の活用に関する検討会」取りまとめ報告書概要
- 資料 6 家事事件手続及び民事保全、執行、倒産手続等 I T化研究会 報告書概要
①②（人事訴訟・家事事件部分）
- 資料 7 「裁判所の運営におけるデジタル化について」のレジメ

(配布資料添付省略)